

すまいの安心保険について

保険金等をお支払する場合			お支払する保険金等の額	保険金等をお支払できない主な場合
損害保険金	1. 火災 2. 落雷 3. 破裂または爆発 4. 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ 5. 風災・ひょう災・雪災 6. 連物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 7. 駆じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額 ※保険の目的の再調達価額によって定めます。 ※貴金属等は1個または1組ごとに30万円、 1回の事故につき50万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を監視された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意	
	8. 家財の盗難	家財	損害額 ※保険の目的の再調達価額によって定めます。 ※貴金属等は1個または1組ごとに30万円、 1回の事故につき50万円を限度	・家財または持ち出し家財の紛失または書き忘れ
	9. 通貨の盗難	通貨	1事故・1世帯ごとに20万円を限度	・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または店地等の野外の自転車置き場で屋根付きのものにある場合を除きます。
	10. 預貯金証券の盗難	預貯金証券	1事故・1世帯ごとに200万円を限度	・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
	11. いたずら	第三者によるいたずら（未遂事故を含む）により家財が損害を受けた場合	1事故につき30万円を限度	・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
	12. 水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%：1事故60万円を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度		
持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記1～8の事故によって損害を受けた場合	1事故につき50万円または保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 貴金属等は1個または1組ごとに30万円を限度		
費用保険金等	臨時費用保険金	上記1～7の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30% 1事故につき100万円を限度	
	修理費用保険金	上記1～6、8～11の事故および住宅内の被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅での死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己的費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合は限りません	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内の被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	
	水管等修理費用保険金	凍結により専用排水管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合※被保険者が外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度 ※ただし保険期間中1回を限度	
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 住宅が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	
	ドアロック交換費用保険金	住宅のドアが日本国内で盗まれされ、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合にかかる費用	実費：1事故につき3万円を限度	
	ピッキング防止費用保険金	住宅のドアが日本国内で盗まれされ、被保険者が自己の費用でドアロックの交換や防犯装置設置にかかる費用	実費：1事故につき3万円を限度	
	残存物清掃費用保険金	上記1～8の事故により損害保険金が支払われる場合で損害を受けた家財の残存物の清掃および運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
	近隣見舞費用保険金	上記1～3の事故により第三者の所有物に滅失、差押または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 1事故につき保険金額×5%を限度	
	緊急避難費用保険金	上記1～8の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを選択して宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に応じる費用	
	洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき5万円を限度 ※ただし保険期間中1回を限度	
賠償責任	ガラス交換費用保険金	窓（火災を除きます。）により住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合	実費：1事故につき10万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	
	便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき10万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	
	浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき5万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	
	遺品整理費用保険金	住宅で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき5万円を限度	
	損害防止費用	上記1、2、3の損害の発生および既成の防護のために支出した費用	実費	

※1事故において、上記の損害保険金、持ち出し家財保険金、費用保険金（損害防止費用を除く）の合計保険金が1,000万円を超える場合には弊社は1,000万円を限度にお支払します。

保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額	保険金等をお支払できない主な場合
火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実費（法律上の損害賠償責任の額）	・ご契約者や被保険者の故意 ・被保険者の神喪失または指図 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など

※1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします。

●ご契約の際にご注意いただきたいこと

- ご契約の対象について
ご契約の対象は居住する住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」になります。ただし、以下のものは含まれません。詳細は重要事項説明書をご覗ください。
①自動車（自家用車、自動二輪車および原付・軽車）、預貯金証券、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
②着物、羽織、コート、トランクその他の荷物等。
③動物および植物等の生物。
④商品、製品、原材料および業務用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。など
- ご契約プラン（保険金額）と補償額について
ご契約プランは申込書記載の「家財簡易評価表」を参考に補償プラン一覧表などご覧のうえ、お客様がお求めください。お支払いする損害保険金、持ち出し家財保険金、費用保険金の合計額が1事故1,000万円を超える場合には弊社は1,000万円を限度にお支払いたします。また、賠償責任保険金は1事故において1,000万円を限度とします。
- ご契約時にお知りいただきたいこと（告知義務）
契約時に弊社に重要な事項を申出していくべき義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合は、保険金をお支払いできません。お客様に対する審査をもつて契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客様の氏名または名前②被保険者の氏名または名前③住宅の住所④住宅の用途⑤他の保険契約の有無、をいいます。
- ご契約後にお知りいただきたいこと（通知義務）
ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅延なく弊社までご通知ください。
ご通知がない場合、次の事実が発生した後には保険金をお支払いできないことや、お客様に対する審査をもつて契約を解除させていただくことがあります。
①住宅の用途を変更した場合。
②家財を譲渡した場合。
③家財を他の場所に移転した場合。
④家財を保険目的とした他の保険契約を締結した場合。
⑤被保険者が退居した場合。（賠償責任保険）
⑥その他告知事項の内容に変更・変更に生じさせる事実が発生した場合。
お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は遅延なく、その旨を弊社までご通知ください。

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

●ご契約・異動／お問い合わせダイヤル（フリーコール）（受付時間：平日9:00～17:00）
0120-800-192
フリーコール

●お問い合わせ

 株式会社 ホープ少額短期保険

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル18F
URL <http://www.hope-ins.jp>

もしも事故にあわれたら・・・

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）
0120-565-040
フリーコール

取扱代理店

P02-002 2017.08K

株式会社ホープ少額短期保険



居住用住宅における様々なリスクをしっかりとサポート!!

すまいの安心保険

事故受付
24時間
365日

すまいの安心保険は居住用住宅にお住まいの方を対象とし、お客様の家財の補償に加え、家主様、第三者への賠償責任の補償もセットにした保険です。



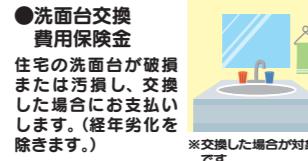
すまいの安心保険の補償内容について (保険期間:2年間)

●家財保険

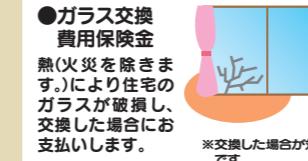
家財の補償 (損害保険金)	1.火災	2.落雷	3.破裂または爆発	4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	5.風災・ひょう災・雪災	6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊	7.騒じようおよび類似の集団行為または労働争議	8.家財の盗難	9.通貨の盗難	10.預貯金証書の盗難	11.いたずら	12.水害
家財の補償 (損害保険金)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
持ち出し家財保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臨時費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
修理費用保険金 ^(※)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ドアロック交換費用保険金	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	—	—
ピッキング防止費用保険金	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	—
残存物清掃費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
近隣見舞費用保険金	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急避難費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
遺品整理費用保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 修理費用保険金は上記の事故以外に、「被保険者の死亡によって生じた借用住宅の損害(50万円限度)」をお支払します。修理費用保険金は居住する住宅が借用住宅の場合に限ります。

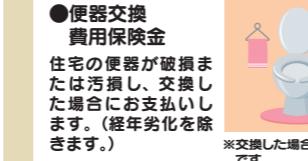
さらに
次の補償も
お支払します!



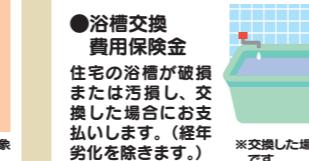
●洗面台交換費用保険金
住宅の洗面台が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします。(経年劣化を除きます。)
※交換した場合が対象です。



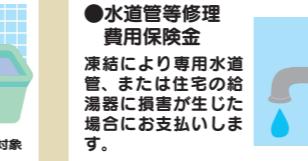
●ガラス交換費用保険金
熱(火災を除きます。)により住宅のガラスが破損し、交換した場合にお支払いします。
※交換した場合が対象です。



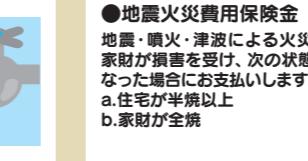
●便器交換費用保険金
住宅の便器が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします。(経年劣化を除きます。)
※交換した場合が対象です。



●浴槽交換費用保険金
住宅の浴槽が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします。(経年劣化を除きます。)
※交換した場合が対象です。



●水道管等修理費用保険金
凍結により専用の水道管、または住宅の給湯器に損害が生じた場合にお支払いします。
a.住宅が半焼以上
b.家財が全焼



●地震火災費用保険金
地震・噴火・津波による火災で家財が損害を受け、次の状態になった場合にお支払いします。
a.住宅が半焼以上
b.家財が全焼



●損害防止費用
火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止をされた場合にお支払いします。



*お支払いする場合の詳細につきましては必ずパンフレットの裏面および約款をご覧ください。

すまいの安心保険 6つの特徴



居住用住宅におけるリスクをしっかりサポート!!

すまいの安心保険は居住用住宅にお住まいの方を対象とし、お客さまの家財の補償に加え、家主様、第三者への賠償責任の補償もセットにした保険です。

損害保険金等はお客さまの自己負担額はありません!!

損害保険金等をお支払する際にお客さまからの自己負担額(免責金額)はありません。また、風災・ひょう災・雪災は損害額の条件を設けておりませんので、小さい損害でもお支払いいたします。

洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合の交換費用を補償します!

住宅の洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合や、熱(火災を除きます。)によりガラスが破損した場合も、交換費用をしっかりと補償します。

家財の損害額は再調達価額基準でお支払いします!!

すまいの安心保険は再調達価額の基準で損害額をお支払しますので万一の場合でも損害保険金で同等の家財が購入できます。

*貴金属等は時価額基準となります。

*損害額は家財の損害保険金額(ご契約プランの額)が限度です。

ルームシェアもOK !!

被保険者と同居する方の家財も補償しますので1つの契約でしっかりとカバーします。

法人等契約の被保険者に関する特約あり!!

保険契約者の役員または使用者のうち、借用戸室に居住している方を自動的に被保険者とする特約です。入居する使用者等の入れ替わりが発生しても異動の手続きが不要で自動的に被保険者が変更されます。

お客様に多い事故例

●修理費用保険金(借用住宅に限ります)



外から飛んできたボールなどで窓ガラスが割られた。



盗難により窓ガラスが割られた。



いたずらによってドアのノブが壊された。



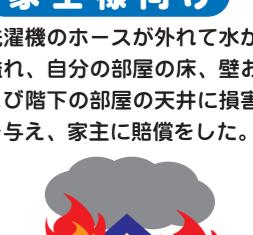
水濡れ 上の階から水が漏れてテレビが映らなくなつた。

●賠償責任保険



火災を起こしたため入居している部屋に損害を与え、家主に賠償をした。
ベランダから物を落として歩いていた人에게をさせた。

●家主様向け



洗濯機のホースが外れて水が溢れ、自分の部屋の床、壁および階下の部屋の天井に損害を与え、家主に賠償をした。
洗濯機のホースが外れて水が溢れ、階下の家財を濡らしてしまった。

●第三者向け